

国 国 計 管 第 105 号
令 和 5 年 3 月 15 日

各都道府県知事 殿

国土交通省国土政策局長
(公印省略)

「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地
利用基本計画に係る運用指針」の改正について

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画の運用に当たり、日頃から御尽力いただき、感謝申し上げます。

令和4年の地方分権改革に関する提案において、「土地利用基本計画の策定義務の廃止」等2件が提案され、地方分権改革有識者会議の専門部会等での議論等を経て、令和4年12月20日に「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、同方針において、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」（以下「運用指針」という。）を改正し、参考となる事例を周知する等の措置を講ずることとされました。

もとより土地利用基本計画制度の運用は自治事務として、各都道府県自らの責任と判断によって行われているところではありますが、今般、上記の閣議決定を受けて、各都道府県がより効率的に当該制度を運用できるよう、運用指針について所要の見直しを行い、別添のとおり通知します。

本運用指針は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき行う技術的な助言です。

なお、今般の見直しのポイントは別紙のとおりですので、ご参照ください。

「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用
基本計画に係る運用指針」見直しの主なポイント

「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）により、「運用指針」を改正して、講ずることとされた措置は次の2点。

- ・土地利用基本計画は、国土利用計画（都道府県計画）と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。
- ・土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会（38条審議会）の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。

上記の閣議決定を受けて、以下のとおり「運用指針」を見直した。

- (1) 土地利用基本計画は、国土利用計画（都道府県計画）と一体のものとして策定することが可能であることを明示（→運用指針 p.3,6,22）
- (2) 土地利用基本計画の国への意見聴取（法第9条第10項、第11項）により総合調整機能が発揮された事例を記載（→運用指針 p.14-15）
- (3) 38条審議会は、類似の審議会等との統合が可能であることを明示するとともに、さらに審議会の下に部会等を設け、その部会等の議決をもって審議会の議決としている事例を紹介（→運用指針 p.11-12）
- (4) 38条審議会は、書面やオンラインによる開催、審議会の長による専決が可能であることを明示（→運用指針 p.11）
- (5) 森林地域の変更（林地開発許可に伴う「森林地域の縮小」）に関して、林地開発完了確認後に38条審議会に諮問されることに疑義を呈されることに対し、一部の都道府県で行われている工夫の事例を紹介（→運用指針 p.12）